

岡垣中学校建替工事基本設計・実施設計業務 プロポーザル実施要領

1 目的

岡垣町の学校施設は、今後の児童生徒数の減少や施設の老朽化の状況などを踏まえた計画的な整備が必要になっている。学校施設の整備にあたっては、将来にわたる子どもたちの教育環境の充実を第一に考え、健全な財政運営や校区コミュニティをはじめとする地域活動への影響、避難所としての役割なども勘案しながら、将来的な学校施設の在り方を見据えて進めることが重要である。

令和7年3月に策定した「将来にわたる児童生徒の教育環境の充実に向けた学校施設整備に係る基本方針」では、小中学校施設の老朽化の状況から、まずは建築年数が最も経過している岡垣中学校の整備を早急に進めることとしており、令和8年9月に策定が完了した「岡垣中学校建替工事基本計画」に基づき、老朽化した現校舎の建替えを行い、次世代にわたる教育環境を整備するものとする。

この要領は、岡垣町が「岡垣中学校建替工事基本設計・実施設計業務」を委託するにあたり、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する設計者を公募型プロポーザル方式により募集し、最も適切な受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 名称

岡垣中学校建替工事基本設計・実施設計業務

(2) 業務内容

別紙「岡垣中学校建替工事基本設計・実施設計業務特記仕様書」(以下、「特記仕様書」という。)(別紙1)のとおり。

(3) 履行場所

建設地:福岡県遠賀郡岡垣町野間三丁目1番1号(現岡垣中学校敷地)

敷地面積:37,414.00m²

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和11年3月30日まで

【履行期限(予定)】

基本設計:令和9年11月末までを目標とする

実施設計、設計積算:令和10年10月末までを目標とする

ただし、令和10年4月末までに概算工事費を示すこと

建築確認申請等手続き:令和11年3月末まで

- ・平面図の概要等素案が出た時点で岡垣町と協議を行うこと。
- ・実施設計業務は、基本設計業務において岡垣町からの許可が出た後、作業に入ること。

(5) 委託金額

委託金額の上限は、251,618千円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(6) 支払い条件

すべての事業が完了する前に一部の事業完了分に対して、部分払いとすることができる。

詳細は、岡垣町と事業者との間で締結する設計業務委託契約に示す。

(7) 設計条件等

別紙「特記仕様書」(別紙1)、「岡垣中学校建替工事基本計画」(別冊)のとおり。

3 参加資格等

(1) 参加資格

ア 本プロポーザルに参加する者は、単体企業であること。

イ 本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たしていること。

- ①建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ②福岡県内に本社または事業所を有し、令和8年度福岡県競争入札参加者名簿の申請区分「設計」に登載されており、設計事務所調査カードを提出した者、又は令和8・9年度の岡垣町競争入札参加資格者名簿の申請区分「建築設計」に登載されている者であること。
- ③この公告の日から契約(契約予定者がなかったときは、本プロポーザルの終了を宣言した日)までの間に、福岡県及び岡垣町の指名停止措置を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤公示日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ⑥国税及び地方税を滞納している者ではないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。また、同上第6号に規定する暴力団員である者を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧下記のA、Bいずれかの受注実績があること。

A 単独または共同企業体(JV)の代表者で元請として受託し、平成28年4月以降から公告日現在までに設計業務が完了している国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校舎又は屋内運動場で延べ面積が5,000㎡以上の建築基準法上における新築又は改築の基本設計業務の受注実績を有すること。

B 単独または共同企業体(JV)の代表者で元請として受託し、平成28年4月以降から公告日現在までに設計業務が完了している国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校舎又は屋内運動場で建築基準法上における新築又は改築の実施設計業務の受注実績を有すること。

(2) 配置される技術者に要求される資格

ア 受託者は以下の技術者を配置すること。管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任技術者を各1名配置すること。

分担業務分野	業務内容
管理技術者	本業務全体の管理・統括
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計及び造成・外構に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

イ 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任技術者は、本プロポーザルの公告日時点において一級建築士の資格を有する者とし、参加表明者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

ウ 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任技術者は、国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校舎又は屋内運動場で建築基準法上における新築又は改築の基本設計実績又は実施設計実績を有すること。

エ 管理技術者及び各分担業務分野を担当する主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者と兼任しないこと。

オ 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任技術者を除く主任技術者については、協力者(協力事務所)を加えることができる。ただし、協力者は他の参加表明者と重複することができない。

カ 参加表明者及びその協力者は、主たる分担業務分野について第三者に再委託してはならない。なお、協力者は、福岡県及び岡垣町の指名競争入札において指名停止

措置を受けていないこと。

キ 有資格者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定に該当しない者であること。

ク 構造、電気、機械の分担業務分野を担当する主任技術者は、分担業務分野ごとに以下のいずれかの技術者資格をもつ者とする。

分担業務分野	技術者資格
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	一級建築士、建築設備士 技術士(業務に係るものに限る)
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	一級建築士、建築設備士 技術士(業務に係るものに限る)
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

(3) 失格の要件

次の条件のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ 本要領及び「岡垣中学校建替工事基本設計・実施設計業務プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要領」(以下、「作成要領」という。)(別紙2)等岡垣町が示した条件に適合しない場合。

ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

オ 見積書の金額が前述の2(5)の上限金額を超えた提案を行っている場合。

カ その他提案者に求められる義務を履行しなかった場合。

キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

4 プロポーザルスケジュール

実施要領の公告・配布	令和8年10月19日(月)～令和8年11月9日(月)
参加表明書に関する質疑の受付	令和8年10月19日(月)～令和8年10月23日(金)
参加表明書の質疑に対する回答	令和8年10月28日(水)(予定)
参加表明書の受付	令和8年10月19日(月)～令和8年11月9日(月)
第一次審査の結果通知	令和8年11月16日(月)
技術提案書の受付	令和8年11月18日(水)～令和8年12月16日(水)
現地確認申込(希望者のみ)	令和8年11月17日(火)
現地確認(希望者のみ)	令和8年11月18日(水)～令和8年11月19日(木)
技術提案書に関する質疑の受付	令和8年11月18日(水)～令和8年11月25日(水)
技術提案書の質疑に対する回答	令和8年11月30日(月)(予定)
第二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年12月下旬
第二次審査の結果通知	令和8年12月下旬
契約等の締結	令和9年1月上旬～中旬

5 応募方法等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号

岡垣町教育委員会 教育総務課

電話 093-282-1211 FAX 093-282-6024

メールアドレス kyoiku@town.okagaki.lg.jp

(2) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 令和8年10月19日(月)～令和8年11月9日(月)

(平日の午前9時～午後5時)

イ 配布場所:上記(1)の担当部署で配布するほか、岡垣町公式ホームページからダウンロード可。

6 質疑・回答

(1) 参加表明書(第一次審査)に関する質疑

ア 質疑の受付期間:令和8年10月19日(月)～令和8年10月23日(金) 午後5時必着

イ 質疑方法:持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、5(1)の担当課に提出すること。提出後着信確認をすること。

ウ 提出書類:質問書(様式1)

エ 回答:令和8年10月28日(水)(予定)

オ 回答方法:質問への回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、岡垣町公式ホームページに掲載する。

(2) 技術提案書に関する質疑

ア 質疑の受付期間:令和8年11月18日(水)～令和8年11月25日(水) 午後5時必着

イ 質疑方法:持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、5(1)の担当課に提出すること。提出後着信確認をすること。

ウ 提出書類:質問書(様式1)

エ 回答:令和8年11月30日(月)(予定)

オ 回答方法:質問への回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、岡垣町公式ホームページに掲載する。

7 第一次審査参加に係る書類提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 参加表明書の作成要領

別紙「作成要領」(別紙2)のとおりとする。

(2) 参加表明書の提出

ア 受付期間:令和8年10月19日(月)から令和8年11月9日(月)午後5時まで

※受付期間外に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所:「5(1)」に同じ。

ウ 提出方法:持参(平日の午前9時～午後5時、持参の場合は事前連絡が必要。)又は郵送(書留郵便に限る。令和8年11月9日午後5時必着。費用は提出者負担。)

8 第一次審査(書類審査)

第一次審査は、岡垣中学校建替工事基本設計・実施設計業務プロポーザル評価要領(以下、「評価要領」という。)(別紙3)に基づき、岡垣中学校建替工事基本設計・実施設計業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。))において審査を行い、技術提案書の提出を求める者を順位点上位の者から6者程度選定する。なお、参加表明書の提出者が6者未満の場合は、提出者数を選定数の上限とする。

(1) 結果通知

技術提案書の提出者として選定された者に対しては、その旨を通知する。なお、ヒアリングの日程等についても記載する。技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その旨及びその理由を通知する。なお、通知内容についての質問及び異議申し立ては

一切受け付けない。

ア 通知日:令和8年11月16日(月)(予定)

イ 通知方法:郵便(通知予定日に発送)及び電子メール

9 現地確認(希望者のみ)

第一次審査により選定された第二次審査候補者で、希望があれば現地確認を行う。

(1) 日時

令和8年11月18日(水)・令和8年11月19日(木)

開始時間は岡垣町と調整の上決定(1時間半程度)

(2) 場所

岡垣中学校(福岡県遠賀郡岡垣町野間三丁目1番1号)

(3) 申込方法

ア 電子メールにより、5(1)の担当課に提出すること。提出後着信確認をすること。

イ 件名を「岡垣中学校現地確認希望(事業者名)」とし、事業者名、参加者氏名、現地確認当日に連絡が取れる連絡先を記載すること。

(4) 申込期限

令和8年11月17日(火)午後4時まで

(5) その他

ア 現地確認の参加は任意とする。

イ 申込人数は1者につき3名以内とする。

ウ 現地確認の際に資料配布や説明、質疑応答は行わない。

10 第二次審査参加に係る書類提出

第一次審査により選定された第二次審査候補者は、次のとおり技術提案書を提出すること。

(1) 技術提案書の作成要領

別紙「作成要領」(別紙2)のとおりとする。

(2) 技術提案書の提出

ア 受付期間:令和8年11月18日(水)～令和8年12月16日(水)午後5時まで

※受付期間外に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所:「5(1)」に同じ。

ウ 提出方法:持参(平日の午前9時～午後5時、持参の場合は事前連絡が必要。)又は郵送(書留郵便に限る。令和8年12月16日(水)午後5時必着。費用は提出者負担。)

1 1 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第二次審査は、技術提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定委員会において別紙「評価要領」（別紙3）を基に審査する。

（1）技術提案書審査の実施

ア 実施予定日：第二次審査候補者に別途連絡する。

イ 実施場所：岡垣町役場（福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号）

ウ 出席者：配置予定の管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任技術者が出席の上、中心となって説明すること。出席者は4名以内とする。

エ その他：プレゼンテーション等の時間は1者40分以内とする。

※プレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分以内

オ 注意事項

①提出した技術提案書以外の追加資料の配布は認めない。

②提出者（協力事業所を含む。）を特定できる説明はしないこと。

（2）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、選定委員ごとに、合計点が高い順に順位を付す。各選定委員が付した順位の数字を合計した数値（以下「順位点」という。）が最も小さい提案事業者を第1位とし、第1位の者を受託候補者として選定する。次点を第2位とする。

イ 順位点が同一の提案事業者が複数いた場合には、第1位をつけた選定委員の数が一番多い事業者を受託候補者として選定する。

ウ 「イ」の選考後においても同一の提案事業者が複数いた場合は、当該事業者の選定委員会の委員（6名）の総合得点が最も高い者を受託候補者として選定する。

エ 「ア」、「イ」、「ウ」にかかわらず、総合得点が720点（6名×200点×60%）未満の場合は、受託候補者として選定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止する。

オ 提案事業者が1事業者の場合、総合得点が720点（6名×200点×60%）を下回らなければ、その事業者を受託候補者として選定する。

1 2 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、提案事業者全員に選定又は非選定の結果及び当該事業者が当該事業者の審査項目ごとの評価点及び順位点を通知する。また、選定結果通知後速やかに下記事項を岡垣町公式ホームページにおいて公表する。審査結果に対する問い合わせには応じない。

【公表事項】

（1）受託候補者の名称及び順位点

(2) (1)以外の提案事業者の順位点(個別の提案事業者の名称は掲載しない)

※(1)以外の提案事業者は順位点数順で表記する。

1 3 契約手続等

(1) 契約手続き

選定委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、優先交渉権者から見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。また、特別な理由により優先交渉権者と契約締結ができない場合は他の提出者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提出者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

本業務の契約は、岡垣町と受託者の2者契約とし、契約書を作成するものとする。なお、契約は建築設計業務委託契約約款の定めに基づくものとする。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「特記仕様書」(別紙1)に記載されている事項を基本とするが、岡垣町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、本要領に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 参加表明者1者につき1提案とする。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、事業者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書等は、本プロポーザル手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、岡垣町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (7) 提出のあった技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。
- (8) 技術提案書の著作権は提出者に帰属する。ただし、提出者の承諾があれば、岡垣町は無償で利用できるものとする。
- (9) 技術提案書の作成のために岡垣町から提供した資料は、岡垣町の了解なく公表、使用し

てはならない。

(10) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替えや訂正、再提出は認めない。ただし、岡垣町から指示があった場合を除く。

(11) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ないと岡垣町が認めた場合はこの限りではない。

(12) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を実施することを原則としつつ岡垣町との協議に基づいて決定するものとする。

(13) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び内容が変更又は中止となる場合がある。この場合、参加者に対して岡垣町は一切の責任を負わないものとする。

(14) 本要領に記載されていない事項については、選定委員会及び事務局にて協議して決定するものとする。